

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレート
に係る不当廉売関税の課税に関する調査の開始

平成28年10月20日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

中華人民共和國産高重合度ポリエチレンテレフタレート に係る不当廉売関税の課税に関する調査の開始について

1. 財務省及び経済産業省は、本年9月6日に三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社及び越前ポリマー株式会社(申請書掲載順)から財務大臣に提出された中華人民共和國(注1)産高重合度ポリエチレンテレフタレート(注2)に係る不当廉売関税の課税申請について、関係法令に基づき検討を行った結果、不当廉売関税の課税の要否に関する調査を行う必要があると認められたことから、両省合同の調査を開始した(9月30日付告示)。

(注1)香港地域及びマカオ地域を除く。

(注2)高重合度ポリエチレンテレフタレートの関税率:基本税率 4.6%、協定税率 3.1%、特惠税率 無税

高重合度ポリエチレンテレフタレートは、主としてテレフタル酸単位とエチレングリコール単位の交互重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであるポリエチレンテレフタレートのうち、粘度が0.7dl/g以上のものである。一般に、熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、白色のペレット状で販売されており、主にボトルやシートに加工され使用されている。

2. 調査は、原則として1年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、輸出国の企業、国内生産者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集を行う。これらの結果を踏まえ、WTO協定及び関係国内法令に基づき、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実の有無について認定を行った上で、不当廉売関税の課税の要否を政府として判断することとなる。

申請書の概要

本年9月6日に、三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社及び越前ポリマー株式会社(以下「申請者」という。)から提出された中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1)高重合度ポリエチレンテレフタレートの国内総生産高に占める申請者の生産高の割合は、56.8%~81.1%の間である。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

本邦への輸出価格と正常価格(注2)を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

算出されたダンピングマージン率(注3)は、20.07%~38.54%の間である。

(注2)関税定率法第8条第1項

(注3)ダンピングマージン率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(1) 中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートの輸入量・国産品との価格差

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	対平成 25 年度比
中国からの輸入量(千トン)	254.0	299.6	364.3	43.4%増
国産品と中国産品の国内販売価格差額	【100】	【100~120】	【110~130】	【10~30】

(2) 本邦産業の損害を示す主な指標

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	対平成 25 年度比
国産品の販売量	【100】	【80~100】	【60~80】	▲40~▲20
国産品の売上高	【100】	【70~90】	【50~70】	▲50~▲30
国内需要量に占める中国産品の市場占拠率	[-]	[増加]	[さらに増加]	[大幅に増加]

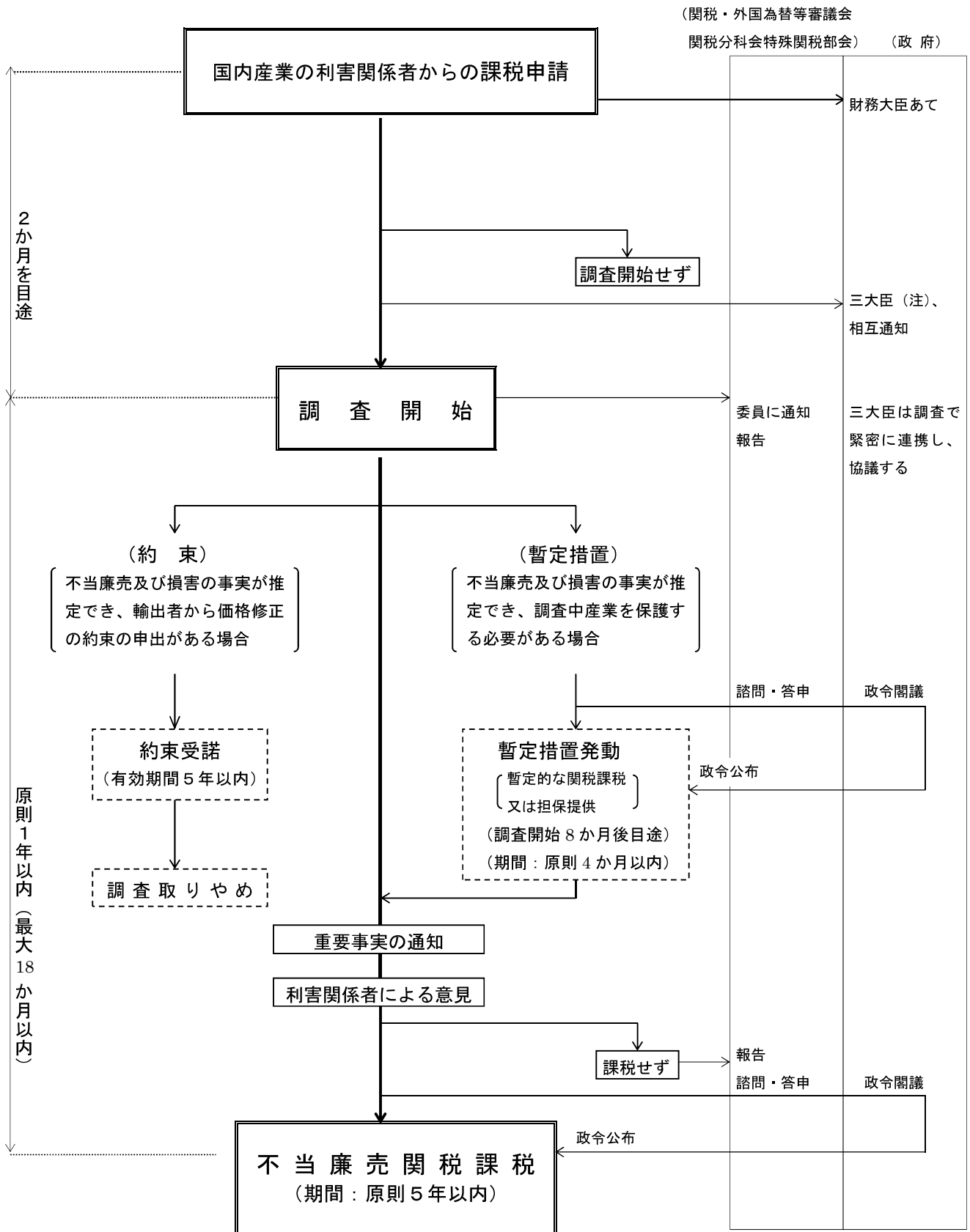
(注4)【】の指数は平成 25 年度を 100 とした数値。

(3) 不当廉売された貨物の輸入により、産業の状況を示す指標が悪化しており、本邦産業に実質的な損害の事実がある。

3. 以上のことから、中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して不当廉売関税の課税を求める。

(注5)上記の数値及び指標は申請書より抜粋したもの。

不当廉売関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

我が国における不当廉売関税の課税状況

1. 課税が終了した案件

対象貨物	国・地域	調査開始	不当廉売関税率	課税期間
フェロシリコマンガン	中国、ノルウェー、南アフリカ	H3. 11. 29	4. 5%~27. 2%	H5. 2. 3~H10. 1. 31 (中国にのみ課税)
綿糸	パキスタン	H6. 2. 18	2. 1%~9. 9%	H7. 8. 4~H12. 7. 31
ポリエステル短繊維	韓国、台湾	H13. 4. 23	6. 0%~13. 5%	H14. 7. 26~H24. 6. 28

2. 現在課税中の案件

対象貨物	国・地域	調査開始	不当廉売関税率	課税期間
電解二酸化マンガン	豪州、スペイン、中国、南アフリカ	H19. 4. 27	14. 0%~46. 5%	H20. 6. 14~(暫定措置) H20. 9. 1~H31. 3. 4(確定措置) ※豪州産はH25. 8. 31に課税終了
トルエンジイソシアナート	中国	H26. 2. 14	69. 4%	H26. 12. 25~(暫定措置) H27. 4. 25~H32. 4. 24(確定措置)
水酸化カリウム	韓国、中国	H27. 5. 26	49. 5%~73. 7%	H28. 4. 9~(暫定措置) H28. 8. 9~H33. 8. 8(確定措置)

3. 課税に至らなかった案件

対象貨物	国・地域	調査開始	備考
カットシート紙	インドネシア	H24. 6. 29	H25. 6. 26 課税しないことを決定

関税定率法（抄）

(明治四十三年四月十五日法律第五十四号)

(不当廉売関税)

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

4 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

不当廉売関税に関する政令（抄）

(平成六年十二月二十八日政令第四百十六号)

(不当廉売関税を課することを求める手続)

第七条 法第八条第四項の規定により政府に対し不当廉売関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- 三 当該貨物の供給者又は供給国
- 四 第五条第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
- 五 法第八条第四項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
- 六 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部（以下この条において「証拠等」という。）を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
- 七 当該申請者の法第八条第四項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
- 八 その他参考となるべき事項